

ケーブルテレビ加入契約約款

加賀テレビ株式会社

加賀テレビ株式会社（以下「甲」という）と、甲が設置する施設によりサービス提供を受ける者（以下「乙」という）との間に締結される契約（以下「加入契約」という）は、次の条項によるものとする。

第1条（サービス）

甲はサービス提供区域（以下「業務区域」という）において、サービス提供に必要な施設を設置するとともに、その維持および運営に当たるものとする。また、乙に次のサービスを提供するものとする。

- （1）テレビジョン放送事業者のテレビジョン放送（アナログ及びデジタル放送）を再送信する業務。
- （2）FM放送事業者のFM放送を再送信する業務。
- （3）乙の受信機の設置場所が属する地域に、自主放送サービス番組の提供を行う業務。この自主放送サービス番組の内容については、ベーシック番組、ペイ番組とコマーシャル番組とする。但し、ペイ番組はベーシック番組を利用する者に限り提供するものとする。

第2条（契約の単位）

甲は、加入世帯引込線1回線毎に1つの加入契約を締結するものとする。但し、引込線1回線により複数世帯・複数企業が加入する場合には、各世帯および各企業毎に契約を締結するものとする。

第3条（契約の成立）

加入契約は乙があらかじめこの約款を承認し、別に定める加賀テレビ加入申込書に所要事項を記入捺印のうえ加入契約料を添えて申込み、甲がこれを承認したときに成立するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、次に該当する場合は、申込みを承諾しないことができるものとする。また、甲は受理後においても、次の各号に該当する事実が判明した場合は、違約の責めを負うことなくその承諾を取り消すことが出来るものとする。

- （1）加入引込線を設置し保守することが技術上、もしくは経営上困難と判断される場合。（2）乙が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがあるなど、本契約上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合。
- （3）乙が甲の放送する番組の著作権その他を侵害する恐れがあると認められる場合。
- （4）料金等のお支払い方法について、甲が定める方法に従っていただけない場合。
- （5）乙がこの約款に違反する恐れがあると認められる場合。
- （6）乙が本約款で規定するサービス以外の甲が提供するサービスの利用により発生する自己に課せられた債務の履行を行ったことがある場合。

第4条（NHK・WOWOWとの受信契約）

乙は、日本放送協会（NHK）との受信契約を別途締結するものとする。また、株式会社WOWOWの衛星放送の受信を希望する場合には、別途WOWOWと所定の受信契約を締結するものとする。

第5条（加入契約料および利用料金）

乙は、甲が別途定める料金表により加入契約料および利用料を支払うものとする。

- （1）加入契約時に加入契約料を支払うものとする。
- （2）サービスの提供を受けた日の属する付きから月額利用料を支払うものとする。
- （3）ペイ番組のサービスの提供を受けた場合には、ベーシックの月額利用料の他に、その料金を支払うものとする。
- （4）加入契約料および月額利用料には、放送法に基づく日本放送協会（NHK）の放送受信料および株式会社WOWOWの有料放送サービス視聴料金は含まないものとする。従って、乙は別途NHKに放送受信料を、またWOWOWと受信契約を締結している者は別途WOWOWに視聴料を支払うものとする。
- （5）物価の変動、設備の更新等の理由により、甲が諸料金を改定した場合は、改定された金額を甲に支払うものとする。

第6条（料金の支払い方法）

乙が甲に支払う料金の支払い方法は、次の方法で支払うものとする。

- （1）口座振替の場合、乙が指定する預金口座から自動引き落としにより支払うものとする。
- （2）その他甲と乙との合意に基づく方法によるものとする。

第7条（利用期間）

当社が提供するサービスの利用期間は、1ヶ月単位の自動更新とする。

第8条（責任事項）

甲が第1条会1号及び第2号に定める再送信業務を、月の内ひきつづき10日以上行わなかった場合は、当該月分の料金は第5条の規程にかかわらず無料とする。

第9条（端末機）

デジタル放送サービスで端末機（以下「STB」という）を乙が貸与を希望する場合、甲は乙に端末機を貸与し、そ

の利用料は別表の料金表のとおりとする。ただし、解約時には乙は端末機を変換するものとし、乙の故意、過失による端末機の故障、破損、紛失等の場合は、その実費相当分を甲に支払うものとする。

2. 前項の端末機にはリモコンを含むものとする。

3. デジタル放送サービス利用者で、乙がSTBの買取を希望する場合、甲はこれを認めるものとする。

4. 乙は、次の行為をしてはならない。万一、乙が違反した場合、甲は契約の解除及び損害金を請求する権利を有するものとする。

(1) 本来の用法によらない方法で、第1条の規程に定めるサービスを不正に受けたり、受けようとした場合。

(2) 端末機(乙の買取品を除く)を転売、譲渡、質入れ等を行うこと。

(3) 端末機を定められた場所から移動したり、接続変更すること。および甲の承諾無く毛約設置場所から移動する場合。

(4) 端末機を分解したり、変更を加えること。

(5) 甲の施設に登録されていない端末機を使用すること。

5. 乙は、端末機の性能、機能が不完全であったり、通常の使用上障害になると認められる外観上の瑕疵がある場合を除き端末機の交換は要求できないものとする。

6. STBを利用する際に必要となる、BSデジタル放送・地上デジタル放送用ICカード(以下、「B-CASカード」という)および専門チャンネル用ICカード(以下、「C-CASカード」という)の取扱については、第20条の規程によるものとする。

7. 乙は、甲が行うSTBのバージョンアップ作業の実施に同意するものとする。

第10条(施設の設定および費用の負担等)

甲は、甲の業務を行うための施設(以下、「本施設」という)のうち放送センターからタップオフまでの施設の設置に要する費用を負担するものとする。

2. 乙は、本施設の内タップオフの出力端子以降の施設の設置に要する費用を負担するものとする。

3. 本施設の内放送センターから保安器までの施設(以下、「甲の施設」という)は甲が所有するものとし、甲の施設以降(保安器の出力端子以降)の施設(以下、「加入者施設」という)は、加入者が所有するものとする。甲の業務に必要な施設の設置工事は、甲、または甲が指定する業者が行うものとする。

4. 端末機(乙の買取品を除く)は、甲の所有とする。また、加入契約・解除時に乙は、甲にこれを返還しなければならない。

5. 乙は、甲がサービスを提供するために必要とする施設と、乙が契約している以外の受信設備および受信機との相互接続をしてはならない。

第11条(便宜の提供)

乙は、甲の指定する業者が、設備の検査、修理を行うため、乙の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を提供するものとする。

2. 乙は、加入契約の締結について、地主、家主その他利害関係人があるときには、予め必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとする。

第12条(故障)

甲または甲の指定する業者は、乙から甲の提供するサービスの受信施設に異常がある旨申し出があった場合は、速やかにこれを調査し、必要な措置を講ずるものとする。

但し、受信異常が乙の所有する受信設備および受信機に起因する場合は、この限りではない。

2. 乙は甲の提供するサービスの受信施設に異常をきたしている原因が乙の設備による場合は、その設備の修復に要する費用を負担するものとする。

3. 乙は乙の故障または過失により、甲の提供するサービス施設に故障が生じた場合は、その施設の修復に要する費用を負担するものとする。

第13条(一時停止等)

乙は甲のサービスの提供の一時停止、またはその再開を希望する場合は、直ちに甲にその旨を文書で申し出るものとする。この場合は一時停止を申し出た日の属する月の翌月から、再開した日の属する月の前月までの期間の料金は、第5条の規程にかかわらず無料とする。2. 前項の一時停止期間は最長6ヶ月間とする。

3. 一時停止の場合、甲はサービスの停止および端末機を撤去するものとする。撤去ならびに再開時に要する工事費は、乙の負担とする。

第14条(設置場所の変更等)

乙は業務区域内に限り、端末機の設置場所を変更することができるものとする。

2. 乙は前項の規定により、端末機の設置場所を変更しようとする場合は、甲または甲の指定する業者その旨を申し出るものとする。

3. 乙は前項の変更に必要な費用負担をするものとする。

第15条(名義変更)

次の場合において乙の異動が生じる時は、甲の確認を得て、新乙は旧乙の名義を変更することができるものとする。

- (1) 相続の場合。
 - (2) 新乙が加入契約時に定める旧乙の受信機の設置場所において、甲のサービスをうけることについての旧乙の権利義務を継承する場合。
2. 前項の規定により名義へんこうをしようとする時は、新乙は別途定める名義変更手数料を添えて甲に申し出るものとする。

第16条(加入契約の解除)

乙は加入契約を解除しようとするときは、解約日の1ヶ月前までに甲所定の解約申込書により通知するものとする。

2. 前項による契約解除の場合、甲は甲の引込線、端末機(乙の買取り品を除く)を含む電気通信設備を撤去するものとする。この場合、撤去にかかる費用は乙が負担するものとする。また、撤去に伴う乙が所有若しくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復は乙の負担にて行うものとする。
3. 加入契約が解除となった場合において、すでに支払われた加入契約料および月額利用料については、原則として返還しないものとする。
4. 乙が加入契約料(分割の場合)、月額利用料を3ヶ月以上延滞した場合は、受信施設を切断することができるものとする。さらに切断した後、3ヶ月たつて入金のない時は、甲は乙との契約を破棄する事ができるものとする。
5. 加入契約が解除となった後でも、解約以前に生じた乙の補償責任、未払料金並びに負うべき義務は失効しないものとする。
6. 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受けている契約者については、集合住宅契約が終了した場合は、加入契約も当然に終了するものとする。この場合、甲は乙になんらの責任をも負担しないものとします。

第17条(放送内容の変更、無断使用等の禁止)

甲は止むを得ない事情によりサービス業務内容を変更または終了することができるものとする。なお、変更によって起こる損害の賠償には応じないものとする。

2. 乙がテープ、配線等により甲のサービスを第3者に提供することは、有償、無性にかかわらず禁止する。

第18条(乙の義務違反による停止)

甲は乙にこの規約に違反する行為があったと認められる場合は、乙に催告の上サービスの提供を停止することができるものとする。

第19条(天災に関する事項)

施設には保安装置が設けられているが、落雷等により、乙の受信機が破損した場合は、甲の責任外とする。

2. 天災により甲の施設が壊滅した場合は甲の責任外とする。

第20条(B-CASカードおよびC-CASカードの取扱い)

B-CASカードおよびC-CASカードの取扱は次のとおりとする。

- (1) B-CASカードに関する取扱については、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセツシステムの「CATV専用B-CASカードしよう許諾契約約款」に定めるところによるものとする。
- (2) C-CASカードを必要とするSTBを利用するものは、STB1台につき1枚のC-CASカードが甲から乙に無償貸与されるものとし、甲の解約または契約の解除後は速やかに当該するC-CASカードを甲に返済するものとする。また、甲はC-CASカードを有する乙にC-CASカードの交換および返却を請求できるものとする。
- (3) C-CASカードの無償貸与を受けた乙は、貸与を受けたC-CASカードの保全を行い、本来の目的以外となるデータ改ざん等不正行為を行ってはならない。これにより及ぼされた甲の損害・利益損失は、そのC-CASカードを貸与された乙が賠償するものとする。
- (4) 無償貸与を受けた乙が、故意または過失によりB-CASカード・C-CASカードを破損または紛失した場合は、その損害分を甲に賠償するものとする。
- (5) B-CASカード・C-CASカードの再発行手数料は別表の料金表のとおりとする。

第21条(不正使用)

甲と契約を成立させることなく、甲の設備または配信する信号を無断で利用するものに対して次の賠償請求をするものとする。

- (1) 本来の姿に復旧に要する全費用。
- (2) 不正使用したものについては、その行為にかかる著作権料のほか甲が本件で損失する一切の費用および経費。
- (3) 配信する信号を不正使用した場合、加入契約金および当該する場所に信号を配信した時期に遡り、甲が発見した日までの視聴し得た番組の利用料の全額。

第22条(個人情報の定義)

個人情報とは、以下のような特定の個人を識別できるものをいう。

- (1) 氏名、住所、生年月日、性別、職業、電話番号、電子メールアドレス、口座番号および名義、住宅の図面および乙に提供するサービス内容等。

- (2) その情報のみでは特定の個人を識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、この照合により特定の個人を識別できる情報。
- (3) 上記の情報のうち1つまたは複数を組み合わせることで乙の個人を特定できる情報。

第23条 (個人情報の取得、利用および第三者への提供)

個人情報の取得、利用および第三者への提供の取扱は次のとおりとする。

- (1) 甲は、甲のサービスを提供するために必要、かつ、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を取得するものとする。
- (2) 乙の個人情報は、利用目的の達成の範囲内で、甲が利用するほか、委託業務の達成に必要な範囲内で、甲が委託したものも利用できるものとする。

(3) 甲は乙の個人情報を、次の目的で利用することがある。ただし、下記②～⑤では乙の氏名、住所、電話番号および乙に提供するサービス内容を利用できるものとする。

- ①乙へのサービスに関する契約の締結、工事の施工のために乙の氏名、住所、電話番号、住宅の図面を、また、料金請求や収納業務のために金融機関の乙の口座番号および名義ならびに乙に提供するサービス内容をそれぞれ利用するものとする。
 - ②乙に対してダイレクトメール、定期訪問等により情報（甲が提供するサービスに関する各種キャンペーン等のお知らせや商品案内など）を提供し、または、各種アンケート調査を実施するため。
 - ③サービスの変更およびサービスの休廃止の通知を乙にお届けするため。
 - ④乙から寄せられたご意見、ご要望にお応えするための苦情・相談対応業務のため。
 - ⑤乙が甲からご購入いただいた商品のアフターサービス、メンテナンス、定期点検を行うため。
 - ⑥乙の個人情報の集計、分析を行い、個人が識別、特定できないように加工した統計資料を作成し、サービスの向上および新規サービスの開発等を行うために、乙に提供するサービス内容を利用するものとする。
- (4) 上記の利用目的以外に、乙の個人情報を利用する必要がある場合には、前(3)甲の②～⑥に該当する場合を除き、事前に乙に利用者および利用目的を連絡し、乙から事前にご同意を得た上で、提供、利用するものとする。

第24条 (関係法令の遵守)

甲は、乙の個人情報に関する日本国の法令（個人情報の保護に関する法律、電気通信事業法、個人情報の保護に関する法律施行令、個人情報の保護に関する基本方針、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン、放送受信者等の個人情報の保護に関する指針等）遵守するものとする。

第25条 (定めなき事項)

この規約に定めなき事項あるいは疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、解決に当たるものとする。

第26条 (約款の改正)

当社は、加入契約者の承諾を得ることなく、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は変更後の加賀テレビ株式会社加入契約約款によります。

第27条 (約款の有効期限)

契約の有効期限は、契約成立から3年間とする。ただし、契約期間満了の10日前までに甲、乙いずれかからも甲所定の書式による文章により何等の意思表示のない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とする。

附則

1. 特に必要がある場合、甲はこの約款に特約を付することができるものとする。
2. 一括加入、業務用等の契約については別に定めるものとする。
3. この約款は、**平成28年4月20日**から施行するものとする。

料金表

1. 加入契約料・利用料（月額・税抜）

内 容		金 額	備 考
加入契約金		25,000円	S T Bをレンタルすることもできます。この場合は、賃貸料として、以下の金額を加算します。 (録画機能付きS T B T Z-HDW611P) 1台目 1,400円/月 2台目以降 1,000円/月 (録画機能付きS T B T Z-HDW610P) 1台目 1,200円/月 2台目以降 800円/月 (S T B ※録画機能はありません) 1台目 800円/月 2台目以降 500円/月 注1) S T Bをレンタルする場合は、録画機能付S T B (TZ-HDW610P、TZ-HDW611P)、もしくはベーシックモデルS T B (機種はお選び頂けません) のいずれかになります。 注2) S T Bを複数レンタルするときに、録画機能付S T Bをお選びになった場合は、録画機能付S T Bが1台目料金となります。
利用料	地デジのみ	1,200円	
		4,800円	
	デラックス	2,400円	
		1,600円	
	スーパー	3,800円	
		1,900円	
		1,267円	
	ミニ	1,500円	
		750円	
		500円	
アネトラパック	2,300円		

上記の各コースには、番組ガイド誌代金が含まれています。ペイ番組については、別に定めるものとする。

2. 工事料（税抜）

内 容	金 額	備 考
引込工事費	18,000円	
宅内工事費	実 費	

※上記の引込工事費はタップオフから保安器までの工事費とする。なお、集合住宅、ビル等大型の建物が対象となる工事費、特殊工事およびその他附帯工事がある場合には、事前に別途御見積の上実費精算するものとする。

3. ペイ番組利用料（BSデジタル放送）（税抜）

内 容	金 額	備 考
デジタルWOWOW	2,300円	
スターチャンネル プレミア3	2,000円	スターチャンネル ハイビジョン(BS)、スターチャンネルプラス(CS)、スターチャンネル クラシック(CS)の3chパック

4. ペイ番組利用料（デジタル放送）（税抜）

内 容	金 額	備 考
レジャーチャンネル	900円	
グリーンチャンネルHD/グリーンチャンネル2HD	1,200円	東西2chパック
東映チャンネル	1,500円	
衛星劇場	1,800円	
フジテレビNEXTライブ・プレミアム	1,200円	デジタルデラックス加入者は、1,000円
フジテレビONEスポーツパワエティ・フジテレビTWOドラマ・アニメ・フジテレビNEXTライブ・プレミアム	1,500円	3chパック
釣りビジョン	1,200円	
J sports Plus (ハイビジョン)	1,300円	
クラシカジャパン	3,000円	
日経CNBC HD	900円	デジタルデラックス、デジタルスーパーの各コースには本利用料は含まれております。
ディズニー2チャンネルコース (ディズニーチャンネルHD・ディズニーXD・HD)	791円	
時代劇専門チャンネルHD	700円	
日本映画専門チャンネルHD	700円	
歌謡ポップスチャンネルHD	800円	
囲碁・将棋チャンネル	1,400円	
スカイ・A sports	1,000円	
イマジカBS・映画	600円	

5. 手数料 (税抜)

内 容	金 額	備 考
名義変更手数料	1,000円	1 件につき
B-CASカード再発行手数料	3,000円	1 件につき
C-CASカード再発行手数料	3,000円	1 件につき

平成 28 年 4 月 20 日現在